令和７年度

事　務　報　告　書

【第二分冊】

大　山　崎　町

目　　次

【第一分冊】

大山崎町役場の組織図 …… 1

○ 一般会計

令和7年度 一般会計決算の状況 …… 2

議会費	議会費 ……	9
総務費	総務管理費 ……	17
	徴税費 ……	44
	戸籍住民基本台帳費 ……	51
	選挙費 ……	55
	統計調査費 ……	57
	監査委員費 ……	58
民生費	社会福祉費 ……	61
	児童福祉費 ……	78
衛生費	保健衛生費 ……	91
	清掃費 ……	109
労働費	労働費 ……	113
農林水産業費	農業費 ……	117
	林業費 ……	124
商工費	商工費 ……	127
土木費	土木管理費 ……	133
	道路橋りょう費 ……	138
	都市計画費 ……	141
消防費	消防費 ……	147
教育費	教育総務費 ……	157
	小学校費 ……	166
	中学校費 ……	166
	社会教育費 ……	173
	保健体育費 ……	186
公債費	公債費 ……	191

【第二分冊】

○ 国民健康保険事業特別会計 …… 197

○ 介護保険事業特別会計 …… 203

○ 後期高齢者医療保険事業特別会計 …… 213

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計　健康課

1. 制度の概要

国民健康保険は、病気やケガになったときに医療を受けられるよう、被保険者が保険料を出し合って助け合う医療保険制度である。昭和36年度に国民皆保険となり、町内に住んでいる人で、職場などの健康保険加入者や生活保護受給者以外の方を対象に、保険給付とともに、特定健診・特定保健指導等の保健事業により、被保険者の健康増進に努めている。国民健康保険は、加入者の平均年齢が高く医療サービスを利用する機会が多いことや、低所得者層が多く加入しているなど構造的課題があることから、従来の市町村単位での運営が、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を運営する制度改革が行われた。

京都府は、財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図り、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担っている。

(1) 加入状況

	国保加入 ①	町　内 ②	加入率 ③(①÷②)
世　　帯	1,642 世帯	7,345 世帯	22.4%
被保険者・人口	2,299 人	16,471 人	14.0%

(令和8年3月31日現在)

(2) 増減内訳

転　入	社会保険離脱	生活保護廃止	出　生	後期高齢離脱	その他	計
114 人	386 人	4 人	4 人	0人	27 人	535 人
転　出	社会保険加入	生活保護開始	死　亡	後期高齢加入	その他	計
80 人	325 人	9 人	8 人	165 人	40 人	627 人

(3) 制度の運営に必要な人件費

人件費分	28,252 千円

(令和7年度決算額)

(4) 基金の残高

財政調整基金	55,135,363 円	出産資金貸付基金	1,004,528 円

出納整理期間中の積み立て・取り崩しを含む。

2. 給付状況

(1) 証発行状況

限度額適用認定証	17 人	医療機関での医療費の窓口負担が限度額までに抑えられる証
限度額適用・標準負担額減額認定証	25 人	医療費の窓口負担を限度額までに抑え、食事代を減額する証
特定疾病療養受療証	9 人	特定の疾病が対象で、窓口負担が限度額までに抑えられる証

（令和8年3月31日現在）

(2) 任意給付

出産育児一時金	6 件	2,041,200 円	被保険者が出産した場合、原則、医療機関を通じて世帯主に支給 1件当たり 500,000円（産科医療保障制度加入医療機関以外 1件当たり 488,000円）
葬 祭 費	15 件	750,000 円	被保険者が死亡した場合、喪主に対して支給 1件当たり 50,000円

(3) 特定健診・ドック受診状況

特定健診	726 人	令和7年7月1日から12月31日の間、乙訓圏域内の契約医療機関で特定健診を実施
人間ドック	132 人	令和7年4月1日から令和8年3月31日の間、人間ドック受診者に対し助成
脳ドック	22 人	令和7年4月1日から令和8年3月31日の間、脳ドック受診者に対し助成

※特定健診と人間ドックの重複受診不可。

(4) インセンティブ事業実施状況

令和4年度から、健診受診率向上のため特定健診や人間ドックの受診者に対してインセンティブ（商品券）を付与。

執行額	対象人数
600,000 円	200 人

3. 保険税収納状況

(1) 収納状況

区分			収納率
一般分	一般分計		93.56%
	現年分小計		96.92%
		医療分	96.88%
		後期高齢者支援金分	97.10%
		介護保険分	96.80%
	滞納分小計		39.76%
		医療分	40.33%
		後期高齢者支援金分	39.84%
		介護保険分	36.77%
退職分	退職分計		0.00%
	現年分小計		
		医療分	
		後期高齢者支援金分	
		介護保険分	
	滞納分小計		0.00%
		医療分	0.00%
		後期高齢者支援金分	0.00%
		介護保険分	0.00%
合計			93.50%
		うち現年分計	96.92%

※令和7年度の退職分の課税は滞納分のみ

(2) 納付方法の内訳

特別徴収	285 人	17.6%
普通徴収	1,336 人	82.4%
うち窓口納付	817 人	50.4%
うち口座振替	519 人	32.0%
計	1,621 人	100.0%

(3) 特別徴収対象者の納付方法変更申出の状況

納付方法変更申出数	0人

(令和7年度中の申出人数)

(4) 保険税率

	所得割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分	課税標準額 ×8.10%	1人あたり 33,600 円	1世帯あたり 21,300 円	660,000円
後期高齢者支援金分	課税標準額 ×2.59%	1人あたり 10,900 円	1世帯当たり 7,000 円	260,000円
介護分	課税標準額 ×2.54%	1人あたり 11,200 円	1世帯当たり 5,500 円	170,000円

介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計　　健 康 課

1．制度の概要

(1) 介護保険制度について

介護保険制度は、加齢に伴い要介護状態となった方が必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を受け、自立した日常生活を営むことができるためのしくみとして平成12年4月より開始された。平成18年4月からは介護予防給付が導入され、できるだけ介護が必要とならないよう、予防事業の実施や、相談・介護マネジメントなど総合的な支援を行うため、地域包括支援センターを設置した。

制度がスタートしてから25年が経過し、75歳以上高齢者の増による高齢化の進展に伴い、認知症や介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化が見られる。その一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を取り巻く環境は変化しており、今後の介護ニーズはますます増大するものと見込まれる。

こうした変化にきめ細やかに対応するため、老人福祉法第20条の8に規定されている「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定されている「市町村介護保険事業計画」は3年ごとに見直すこととされており、令和5年度に策定した「大山崎町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年（2024）～8年（2026）年度」）に基づき、地域包括ケアシステムの深化、推進を目指す。

(2) 受給資格

大山崎町に住所を有する65歳以上の要介護（要支援）認定者

大山崎町に住所を有する40歳から64歳の要介護（要支援）認定者

(3) 被保険者数　　（単位：人）

第1号被保険者数 （令和8年3月末現在）
4,461

（単位：人）

昨年度からの増加数	転　入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合　計
	36	0	154	0	0	190
昨年度からの減少数	転　出	職権喪失	死　亡	適用除外該　当	その他	合　計
	40	0	147	1	1	189

2. 要介護認定の状況

(1) 要介護(要支援)認定者数

(令和8年3月末現在)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第1号被保険者	175 人	95 人	224 人	156 人	108 人	141 人	83 人	982 人
第2号被保険者	1 人	2 人	2 人	3 人	1 人	3 人	1 人	13 人
計	176 人	97 人	226 人	159 人	109 人	144 人	84 人	995 人

(2) 申請状況

(令和7年4月～令和8年3月)

新 規 申 請	更 新 申 請	変 更 申 請	計
217 件	333 件	161 件	711 件

(3) 認定審査会審査状況

(令和7年4月～令和8年3月)

審査件数	審　査　結　果							
	自　立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
673 件	6 件	103 件	63 件	134 件	109 件	80 件	103 件	75 件

(4) 事業対象者認定　　1人 (令和8年3月末現在)

(5) 負担割合判定

(令和8年3月末現在)

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担 853 人	1 人	153 人	86 人	196 人	132 人	86 人	128 人	71 人
2割負担 99 人	0 人	18 人	6 人	21 人	21 人	14 人	10 人	9 人
3割負担 44 人	0 人	5 人	5 人	9 人	6 人	9 人	6 人	4 人

3. サービス利用実績（令和7年3月～令和8年2月提供分）

【居宅(介護予防)サービス】

（単位：件）

種類 / 介護度	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
要支援 1	0	0	60	14	98	0	446	1	0
要支援 2	0	0	108	12	145	0	268	0	0
要介護 1	626	0	390	118	705	1,081	583	126	51
要介護 2	502	15	405	116	891	755	306	157	29
要介護 3	330	0	231	38	637	401	133	139	6
要介護 4	260	19	309	24	818	304	165	222	53
要介護 5	252	14	119	24	636	126	38	31	26
合　　計	1,970	48	1,622	346	3,930	2,667	1,939	676	165
保険給付費(円)	126,902,749	2,535,411	58,196,975	11,377,776	29,507,808	200,103,035	110,147,505	44,498,153	14,675,755

種類 / 介護度	福祉用具貸与	福祉用具購入	住宅改修	特定施設入居者生活介護	介護予防支援居宅介護支援
要支援 1	609	14	22	32	935
要支援 2	523	9	14	20	658
要介護 1	1,058	14	12	114	1,980
要介護 2	907	16	11	166	1,348
要介護 3	590	9	1	15	682
要介護 4	540	8	5	108	631
要介護 5	230	5	0	48	241
合　　計	4,457	75	65	503	6,475
保険給付費(円)	53,119,985	2,171,632	4,698,261	93,532,522	86,034,243

【地域密着型サービス】　　（単位：件）

種類／介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	小規模多機能居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
要支援 1	0	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0	0
要介護 1	0	0	1	58	0
要介護 2	0	0	11	39	12
要介護 3	12	0	12	67	71
要介護 4	17	0	6	85	169
要介護 5	0	0	0	67	94
合　　計	29	0	30	316	346
保険給付費(円)	6,894,860	0	6,153,926	90,509,824	111,892,703

【施設サービス】

種類／介護度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
要支援 1	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0
要介護 1	0	96	0	0
要介護 2	0	124	0	0
要介護 3	242	66	0	0
要介護 4	358	118	0	61
要介護 5	266	77	0	73
合　　計	866	481	0	134
保険給付費(円)	253,440,069	136,715,784	0	52,183,784

在宅及び施設サービス合計
2,231
1,757
7,013
5,810
3,682
4,280
2,367
27,140
1,495,292,760

4. 保険料の状況

(1) 保険料の所得段階別の賦課状況　　(令和8年3月末現在)

所得段階	対象となる方	人数
第 1 段 階	次の①～③いずれかに該当する方(①生活保護受給者②老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方③本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方)	541 人
第 2 段 階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	361 人
第 3 段 階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階対象者以外の方	313 人
第 4 段 階	本人が住民税非課税で、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、前年の本人の課税年金等収入と合計所得金額が80万円以下の方	501 人
第 5 段 階	本人が住民税非課税で、同じ世帯の中に住民税課税者がいる方で、第4段階対象者以外の方	627 人
第 6 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円未満の方	530 人
第 7 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	821 人
第 8 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	415 人
第 9 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	138 人
第 10 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	71 人
第 11 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が520万円以上620万未満の方	38 人
第 12 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が620万円以上720万未満の方	25 人
第 13 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が720万円以上820万未満の方	10 人
第 14 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が820万円以上1,000万未満の方	16 人
第 15 段 階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	54 人
合　計		4,461 人

(2) 保険料の収納状況

		収 納 率 (収入金額－還付未済額)/調定金額
現年賦課	特 別 徴 収	100.0%
	普 通 徴 収	95.6%
	特別徴収及び普通徴収	99.6%
滞 納 繰 越		19.7%
現年賦課及び滞納繰越		98.9%

(3) 納付方法状況　　(令和8年3月末現在)

特別徴収対象者	4,089 人	91.7%
普通徴収対象者	372 人	8.3%
計	4,461 人	100.0%

(4) 口座振替利用状況　　(令和8年3月末現在)

自主納付	277 人	74.5%
口座振替	95 人	25.5%
計	372 人	100.0%

５．地域支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

事　業　名	内　容	区 分	決算額	内　訳
①短期集中通所サービス	健康運動指導士等による運動機能向上プログラム、歯科衛生士等による口腔機能向上プログラムを実施し、廃用症候群を予防する。	委託料	313,500 円	利用者数　2人　全9回
②介護予防支援事業	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。	委託料	15,462 円	利用者数　2人
③介護予防・生活支援サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯や機能訓練、集いの場など日常生活上の支援を提供する。	負担金・補助及び交付金	22,921,400 円	通所型サービス利用件数 571件 訪問型サービス利用件数 344件 介護予防ケアマネジメント利用件数 378件
④高齢者給食サービス	独居等の高齢者宅に昼食又は夕食を手渡しで配達することで安否確認を行う。	扶助費	187,063 円	利用者数　6人

(2) 一般介護予防事業

事　業　名	内　容	区 分	決算額	内　訳
①地域介護予防活動支援事業	介護予防に取り組む人材の養成講座の開催や、介護予防に資する地域活動団体の支援を行う。	委託料	180,000 円	養成講座新規修了者　12人
		負担金・補助及び交付金	689,104 円	支援団体数　18団体
②介護予防普及啓発事業	介護予防の運動教室等の実施。	委託料	4,086,860 円	全153回 参加者数　延べ3,549人
③コミュニティカフェ推進事業	閉じこもり予防を主な目的として、誰もが憩えるサロン型カフェや巡回型カフェを設置。	委託料	1,120,000 円	サロン型カフェ 24回 巡回型カフェ　32回

(3) 権利擁護事業

成年後見人制度利用支援	判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、成年後見人の利用に係る費用を助成する。	扶助費	942,387 円	対象件数　4件

(4) 包括的支援事業

地域包括支援センター運営	地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業を実施する。	委託料	18,743,000 円	相談件数　延べ8,278件

(5) 任意事業

①紙おむつ給付	要件を満たす在宅の要介護高齢者に紙おむつを給付。	扶助費	681,006 円	利用者数　26人
②高齢者給食サービス	独居等の高齢者宅に昼食又は夕食を手渡しで配達することで安否確認を行う。	扶助費	572,346 円	利用者数　39人
③みまもりホットライン事業	独居等の高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応と定期的な安否確認及び健康相談に対する助言を行う。	委託料	662,072 円	利用者数　65人
④介護サービス相談員派遣	介護サービスの質の向上を目的に、利用者からの相談に応じる介護サービス相談員を2名配置。	報償費 役務費	0 円 0 円	感染症防止のため、施設等への派遣は未実施

※平成27年度から乙訓医師会委託で実施していたもの忘れ検診は令和6年度で終了、40歳と65歳に個別通知で認知症啓発を開始

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター設置	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的かつ断続的な在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築。	委託料	1,744,100 円	令和4年4月設置

(7) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター配置	生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進。	委託料	6,081,994 円	配置人数　1人

(8) 認知症総合支援事業

①認知症地域支援推進員配置	認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談業務の充実を図り、初期認知症の方を対象としたカフェや介護者教室等を開催。	委託料	3,797,000 円	配置人数　1人 初期認知症対応型カフェ　21回
②認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チームを設置し、多職種による早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築。	報償費	24,000 円	検討委員会　1回 対応件数　3件

後期高齢者医療保険事業特別会計

後期高齢者医療保険事業特別会計　健 康 課

1．制度の概要

国の医療制度改革の一環として、平成20年4月から創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方と、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度である。

制度の運営主体は、府内全ての市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合（特別地方公共団体）で、市町村と協力して運営している。具体的には、広域連合で被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付等を行う一方、市町村で被保険者証の引渡し、各種申請の受付等の窓口業務、保険料の徴収業務等を行っている。

(1) 加入状況

被保険者数	2,849 人
うち65歳以上75歳未満の障害認定による加入者数	1 人

（令和8年3月31日現在）

(2) 負担割合・所得区分の状況

現役並み所得者（3割負担）		239 人
	うち現役並Ⅲ	37 人
	うち現役並Ⅱ	32 人
	うち現役並Ⅰ	170 人
一般（2割負担）		858 人
一般（1割負担）		1,752 人
	うち低所得Ⅱ	594 人
	うち低所得Ⅰ	365 人

（令和8年3月31日現在）

(3) 増減内訳

転　入	生活保護廃止	年齢到達	障害認定	計
5 人	0 人	217 人	0 人	222 人
転　出	生活保護開始	死　亡	その他	計
14 人	0 人	133 人	0 人	147 人

(4) 制度の運営に必要な人件費

人件費分	17,034 千円

（令和7年度決算額）

2. 給付状況

(1) 認定状況

資格確認書に限度額区分の記載申請した人数	19 人	医療費の窓口負担を限度額までに抑え、食事代を減額する
特定疾病と認定している人数	15 人	特定の疾病が対象で、窓口負担が限度額までに抑えられる

(令和8年3月31日現在)

(2) 任意給付

葬祭費	122 件	1件当たり 50,000円	被保険者が死亡した場合、喪主に対して支給

3. 保険料の状況

(1) 収納状況

		収納率	納付方法の内訳	
特別徴収		100.0%	2,211 人	78.7%
普通徴収		99.1%	599 人	21.3%
	窓口納付	―	205 人	7.3%
	口座振替	―	394 人	14.0%
小計		99.6%	2,810 人	100.0%
滞納繰越分		60.9%	―	―
合計		99.4%	―	―

(2) 特別徴収対象者の納付方法変更申出の状況

納付変更申出人数	3 人

(令和7年度中の申出人数)

(3) 保険料率

均等割	56,340 円
所得割	10.95%
限度額※	800,000 円